

議事録

審議会等名	つくばみらい市特別職報酬等審議会
開催日	令和4年12月26日（月曜日）
開催場所	つくばみらい市役所 伊奈庁舎3階 大会議室
出席者	出席委員 秋田委員、間根山（清）委員、山野井委員、高木委員、根本委員、間根山（知）委員 欠席委員 幸田委員 事務局 古谷総務部長、片倉総務課長、岡野総務課長補佐、沖田総務課係長、鈴木総務課主事 大澤こども課長、尾崎学校総務課長、海老原学校総務課適正配置推進室長
議案	・費用弁償のあるつくばみらい市非常勤特別職の報酬及び費用弁償について
議案概要	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 午後6時～ ・委員の委嘱について（委嘱状の交付） ・総務部長あいさつ ・会長の選出及び会長職務代理者の指定について 会長は、委員の互選により秋田委員に決定し、会長職務代理者は秋田会長が間根山（清）委員を指名した。 ・会長あいさつ ・諮問書受渡し ・委員自己紹介 ・職員紹介 ・審議 事務局は、審議会に提出した関係資料について、詳細に説明を行った。 <p>【質疑等】</p> <p>委員 学校の健康診断は年に1回なのか。</p> <p>事務局 学校の規模によっても変わります。児童生徒数の多い学校では1日では終わらず、2日になるところもあります。</p> <p>委員 費用弁償について、他の自治体をみても支給していない、または2,000円程度となっているところもある。当市の20,000円は費用弁償ではなく、報酬としてみるべきではないか。</p>

	<p>委員 学校医と学校歯科医との年額報酬に差がある自治体ではどうしてこの差があるのか。</p> <p>事務局 報酬額に差がある自治体に確認したところ、当初から差があったなど明確な回答は得られませんでした。学校保健法に記載されている業務内容には若干の違いはあるので、この点から差があるのではないかという自治体もありました。</p> <p>委員 1校につきいくらかという形での報酬となっているが、学校医と学校歯科医が学校に行く回数、児童生徒数を診る日数に差はないのか。</p> <p>事務局 学校によって、また、医師によって回数は様々です。児童数が多い陽光台小学校、富士見ヶ丘小学校に関しては、学校医で言いますと3人の先生で診てもらっています。児童数は多いが3人で診ているので回数は若干減ります。中規模の学校ですと1人の医師で診てもらっているので、回数は増えてしまう。当市の学校の場合、小規模から大規模まで様々ありますので、回数も様々になっています。</p> <p>委員 担当する医師が同じになるようにしているのか。</p> <p>事務局 同じようにしたいが、なかなか均等にならないのが現状です。</p> <p>委員 年額の報酬を各医師が行った回数、内容に応じて分配しているのか。</p> <p>事務局 陽光台小学校の学校医は3人ですので、分配ではなく、それぞれの医師に年額の基本額報酬を支払っています。</p> <p>委員 3人の医師が担当している学校は、1人の医師の学校に比べ3倍かかっているということですね。学校により生徒数、クラスが多いというのはあると思うが、診る生徒数の数が同じでない単純に3倍支払っているのはどうかと思うが、その点はある程度チェックしているのか。</p> <p>事務局 そのような点があるがため、基本の年額報酬とクラス数に応じたクラス加算の報酬があります。</p> <p>委員 年額報酬額が決まっている。年間の訪問回数もバラバラ。費用弁償の20,000円でうまく調整している状況か。</p> <p>事務局 年額報酬として決まった金額があります。そこに、1日あたりの費用弁償として20,000円となっており、日数が増えれば費用弁償も増えることとなります。結果として、訪問した日数により支払われる費用弁償で調整している部分もあります。</p>
--	--

	<p>委員 費用弁償がなくなった場合、苦情もくるのではないか。</p> <p>事務局 現状として、訪問した日数によつての費用弁償で差がついているので、費用弁償がなくなった場合や1年間同じ報酬額となった場合には、学校規模によつて訪問回数が変わってくると思いますので、その点、公平かどうかとなります。その部分をクラス加算や児童加算などで調整している自治体もあります。</p> <p>委員 学校によつては少人数のクラスもあれば、30人のクラスもあると思うが、それでも1クラスと見ているのか。</p> <p>事務局 人数に関わらず1クラスと見えています。</p> <p>委員 費用弁償という本来の目的の内容でないものが入ってくるのはよくないと思う。報酬なら報酬としてきちんと支払うべきと思う。</p> <p>委員 近隣市を参考にすると、歯科医師報酬は他市より安いようにも思える。</p> <p>委員 費用弁償は先ほどから議論がありますが、バランスを取るにはあつた方が良く思う。逆に公平なように感じる。同じ日数で同じ仕事をしていなければいけないと思うが。</p> <p>委員 クラス加算の部分について、各学校のクラスの人数にも差があると思うので、生徒の人数で報酬を決めたのがいいと思う。クラスの人数にも差はあると思う。</p> <p>委員 学校医と学校歯科医の業務内容の違いはどのようなものか。</p> <p>事務局 資料8において、職務内容について明記してあります。学校医においては、「学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行う」「学校長の求めにより、救急処置に従事する」という2点において違いがあります。</p> <p>委員 医師の報酬額については、医師の仕事の内容を書類上で判断するのは非常に難しい。</p> <p>閉会 午後7時20分</p>
<p>そ の 他</p>	<p>傍聴人 0人</p>